浦幌町広告掲載基準

制定 平成25年3月27日浦政策第1573-1号(町長決裁) 一部改正 平成25年9月2日浦政策第607号(町長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、浦幌町広告掲載要綱(平成25年浦幌町告示第31号)第4条第 2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、 この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第2条 本基準により浦幌町(以下「町」という。)が広告を審査する場合には、本 基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規 定や町民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した うえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとす る。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及び デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成 することができる。

(規制業種又は事業者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、 広告を掲載中において、これらの業種又は事業者に該当するにいたった場合も同 様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
 - (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - (3) 賭博に関する業種。ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじに係るものを除く。
 - (4) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する連鎖販売取引とされる業種
 - (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に 関する法律(平成15年6月13日法律第83号)に規定するインターネット異性 紹介事業者
 - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
 - (7) 競争入札参加資格者指名停止要綱(平成10年浦幌町告示第1号)に基づく 氏名停止を受けている事業者
 - (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用しているなどの事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者

- (9) 美容整形、エステティックサロン等、法律の定めのない医療類似行為を行う う業種
- (10) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を 目的とした投資・投機のあっ旋、勧誘、募集等を行う事業者
- (11) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (12) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 国税及び地方税の滞納がある事業者
- (15) その他本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれ のある業種及び事業者

(掲載基準)

- 第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。なお、広告の掲載中に おいて、これらに該当するにいたった場合も同様とする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれが広告
 - ア 法令等により製造、販売、提供等することが禁止されている商品又はサ ービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービ スを提供するもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又は害するおそれのある広告
 - ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は 肯定、美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 選挙に関する広告
 - 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 政治性のある広告
 - 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 宗教性のある広告
 - 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たる広告
 - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの

(8) 個人の名刺広告

個人の名称、所在地、連絡先のみの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔 その他これに類するあいさつを目的とするもの

- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
 - ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
 - ア 色彩又はデザイン等が景観と著しく相違するもの
 - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれがある 等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
 - ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
 - ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 犯罪、賭博等を肯定し、助長するようなもの
 - ウ 暴力やわいせつ性を連想、想起させるもの
 - エ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (12) 人事募集の広告

職業安定法(昭和22年法律第141号)に規定する労働者の募集に係るもの

- (13) 責任の所在が不明確な広告
 - 客観的に見て責任の所在があきらかでないもの
- (14) その他本町の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する教育内容に反するなど、 学校教育活動に支障をきたすおそれのあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
 - ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
 - エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害 するおそれのあるもの
 - オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを勧奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれがあるもの
 - ク 通信販売、訪問販売などをうたったもの(特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者が掲載するものを除く。)
 - ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
 - コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える おそれのあるもの
 - サ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうお それのあるもの
 - シ 品位を損なう表現のもの
 - ス 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるも

- の、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない 表現となっているもの
- セ その他本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうお それのある内容及び表現を含むもの

(掲載基準の適用)

第6条 前条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができると認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。